

大阪版 B I D の制度設計に向けて（案）

1. 基本的考え方と制度創設に向けたステージ（案）

■大阪版 BID 制度創設に向けた考え方

- 我が国の都市づくりは、20 世紀中の急速な都市化の進展に対応して、都市ストックの量的な充実に力点を置いてきた。
- 21 世紀に入り、我が国の都市の成熟化と国際的な都市間競争激化のもとで、都市をつくるだけでなく、つくった都市を育て、また蓄積してきた都市ストックの質を高め、有効活用していくことが求められる時代が到来している。
- 一方、地方財政の悪化の元で、公共施設の平均的な管理水準の低下は将来的に避けられないと推定され、都市を代表する都心部の拠点地区等で公共空間の質を維持し高めていくためには、その管理への民間の参加拡大が必須となる状況も予想される。
- こうした成長都市の時代から成熟都市の時代への移行に伴い、我が国の都市計画も、開発（デベロップメント）から管理運営（マネジメント）にも配慮したものに軌道修正を図ることが求められる。
- このため、都市計画法など都市づくり関連の法制度も、このエリアマネジメントを行い易くするものとする必要がある。
- その一里塚が、都市の中心市街地等の魅力と環境を、地域が主体となって高めていくための仕組み＝B I D 制度の、都市計画制度へのインストールである。
- B I D 制度は、各種法令との関係があり、本格的制度の創設にはそれらの法令改正を伴うことから時間を要する。このため、当面右に示す3つの選択肢のもとでパイロット制度の創設を図り、実績を積んだうえで、恒常的なB I D 制度の創設に繋ぐ手順を想定する。



- 都心部等では、土地利用、拠点ターミナルとの近接性、立地事業所の規模などの違いにより、エリア毎に地域の特性の違いが大きい。そのエリア特性の違いによって、地域が求める公共空間の質のあり方や使い方などのニーズも異なり、地域の特色に対応した公共空間マネジメントへの要請が高い。
- 地域の特性に応じたきめ細やかな公共空間マネジメントは、その地域を最も熟知している地域の不動産所有者等が中心となることが、最も効果的である。こうした地域の主体が地域の特性に応じて自ら柔軟にエリアをマネジメントできる制度が必要である。

■大阪版 BID 制度創設に向けたステージ（案）

[当面早期に制度化し、わが国の B I D 制度導入を先導]

～早期に制度化するため、既存の国の法令改正は最小限とする～

①現行法令は変えずに大阪市だけの判断で実施可能な制度を条例化

- ・公益社団認定の運用改善（要望）、地方自治法分担金／指定管理者制度の活用など

②都市再生に係る特例措置等を定めた「都市再生特別措置法」を活用

- ・法第 74 条に条文を追加し、公共空間の管理等公共性の高い業務を行う都市再生法人に係る税優遇強化、地方自治法分担金を活動原資とできる都市再生指定管理者制度導入を可能にするなど

③既存法への優越措置をパッケージ化する「国家戦略特区制度」を活用

注）今回資料はこの部分の頭出し



[都市づくり施策の『都市をつくるだけでなく、育てる』方向への転換に対応した、海外モデルに近い日本版 B I D 制度への発展]

○たとえば、都市計画では、都市計画法に次のような条項をインストール（例示）

- 第 1 条（目的）下線部追記 都市の健全な発展と秩序ある整備並びにその持続的な運営
- 第 8 条（地域地区）1 項に エリアマネジメント特別地区 を追記するか、又は第 12 条の四（地区計画等）1 項に エリアマネジメント地区計画 を追記
- 第 75 条（受益者負担金）1 項に下線部追記 都市計画事業又は エリアマネジメント事業 によって著しく利益を受ける者があるときは、…

（参考 民間事業者からみた「B I D 制度ができればやりたい」ことの例示）

①地域の魅力発信等のプロモーション（強化）

- ・プロモーションによる地域の集客力向上は、地域・地域企業にとっての私的利益の追求という要素は大きいですが、大阪都市圏の集客力強化という公益性も持っているもの。

②街の美化、防犯（強化）

- ・清掃活動等は現在もやっている団体は多い。そのグレードアップ。

③地域防災

- ・都心の荒廃への自主防衛から出発したアメリカの B I D に対し、日本特有の地域の関心が高いものとしては、防災があげられる。

④低炭素都市づくり

- ・地域での低炭素施策の推進への B I D を核とした共同体的取組み（例えば、巡回バス）。地域エネルギー施策も含む。

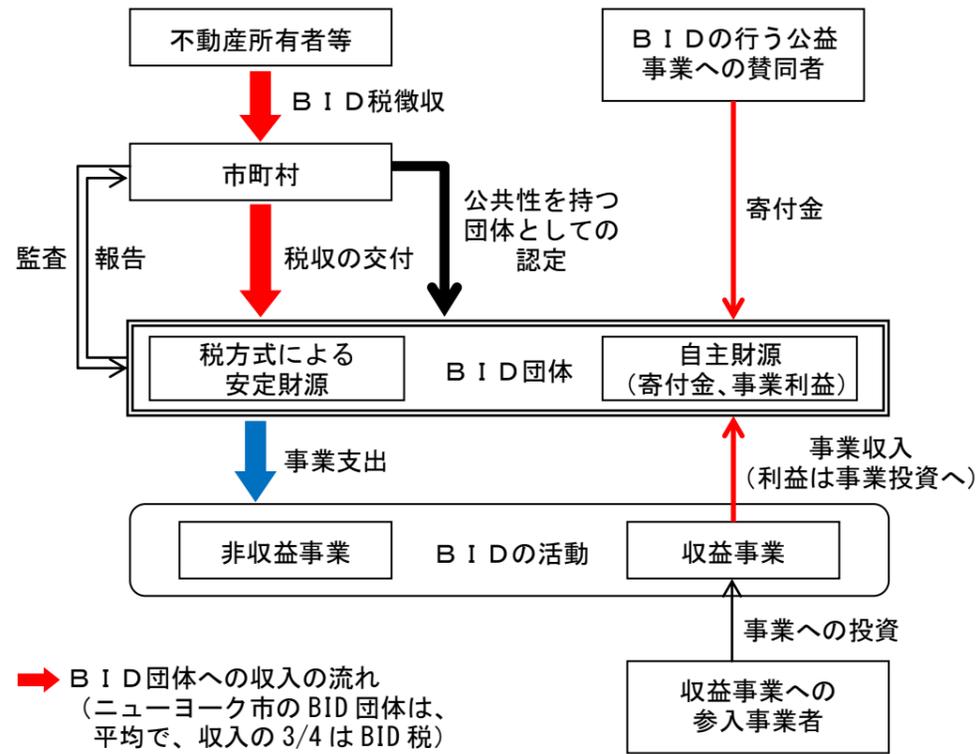
⑤公共空間の質の高い管理と活用

- ・地区によってニーズの強さに違いあり。公共施設の管理の一部を民間が分担する場合、単なる行政の肩代わりではなく、民間の創意工夫が可能なような規制緩和がセットで必要。

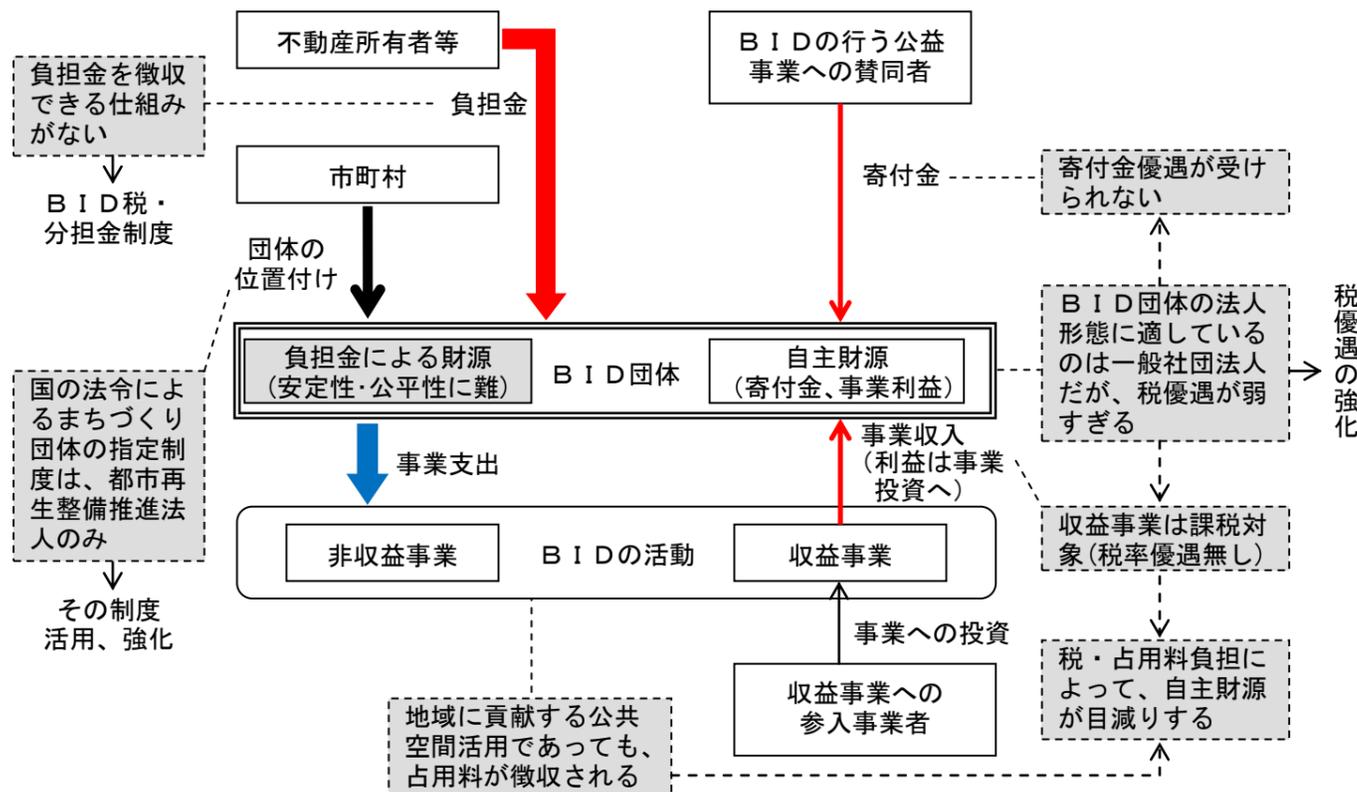
2. 既存制度の問題点を踏まえた大阪版 BID 制度の組立てイメージ

■ BIDから見たわが国の既存制度の問題

[海外のBIDの事業的図式]

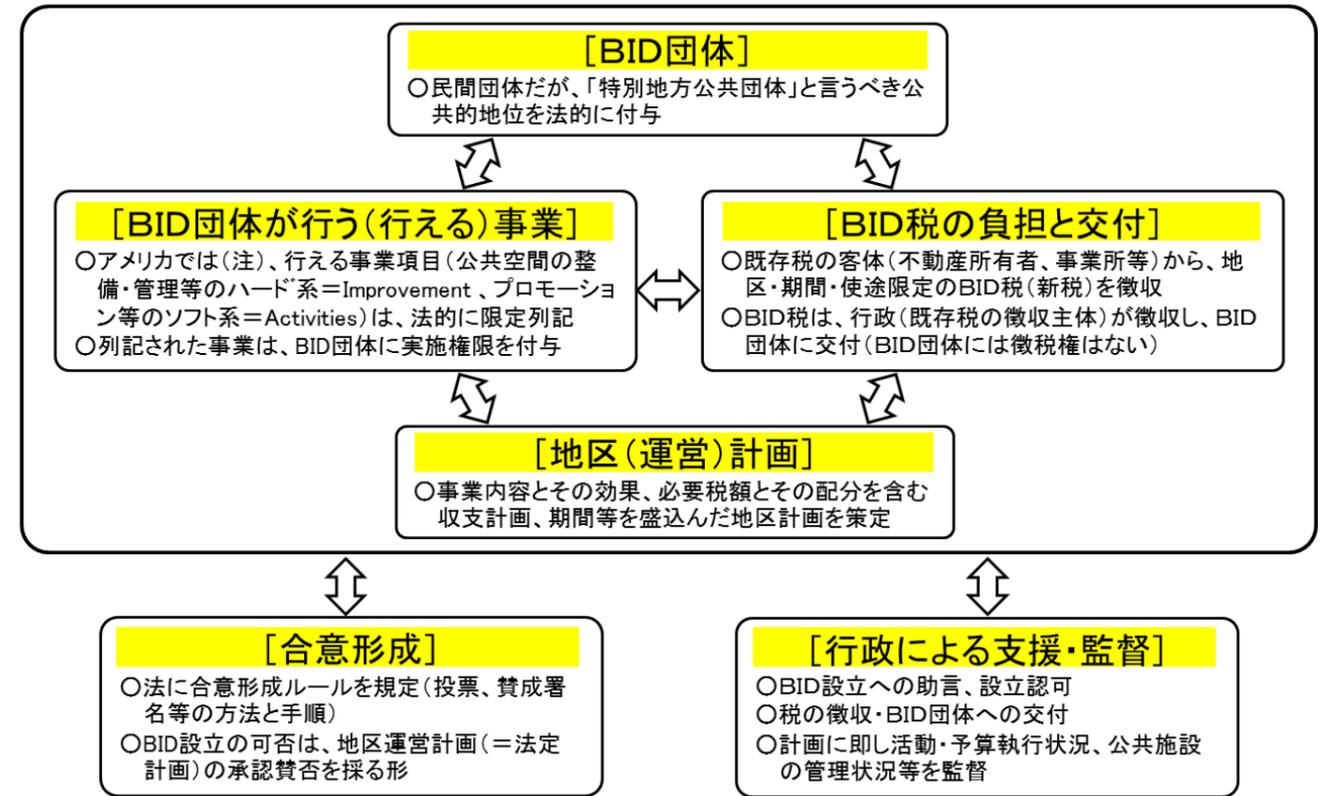


[事業的構図上の、わが国の既存制度の問題点]



■ 大阪版BID制度の組立てイメージ

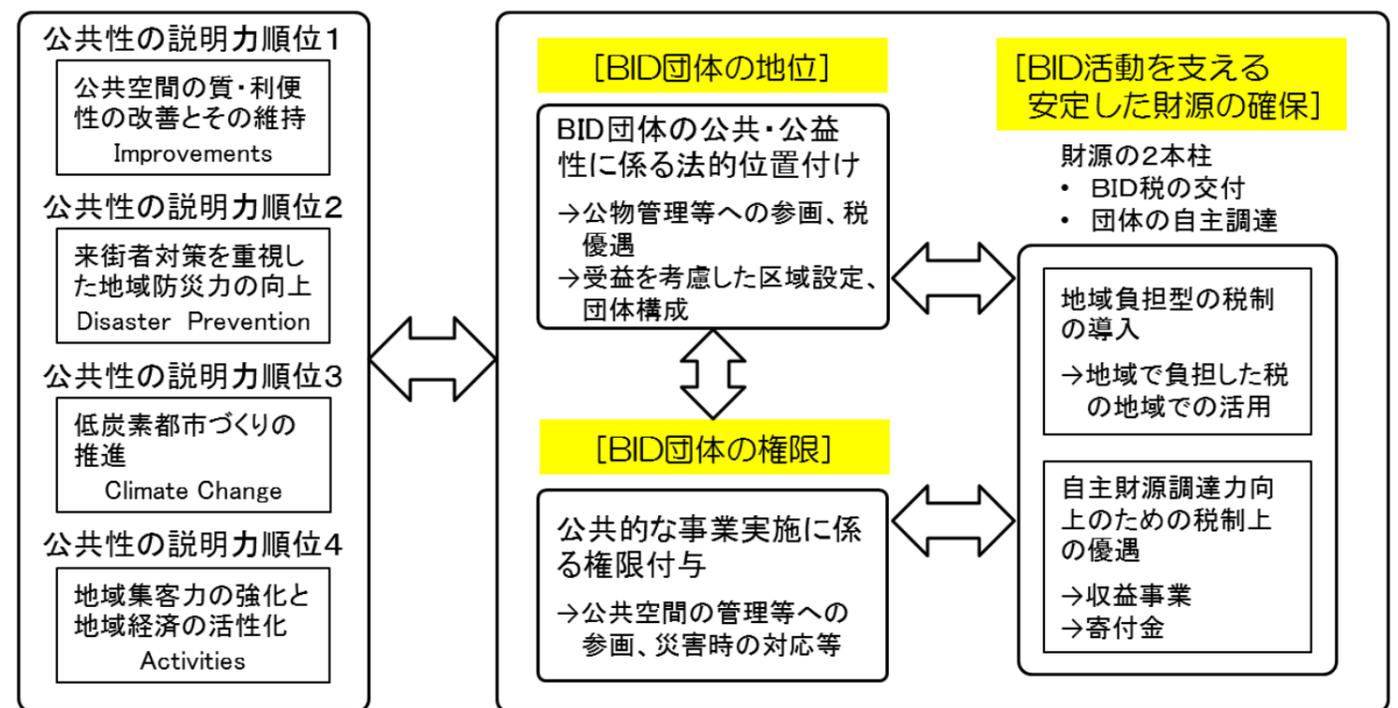
[海外のBIDの事業的図式~ニューヨーク州での仕組み]



[既存制度の制約も踏まえた大阪版BID制度の組立て上のポイント]

[BIDが行う事業の公益性]

[大阪版BIDの制度的パッケージ]

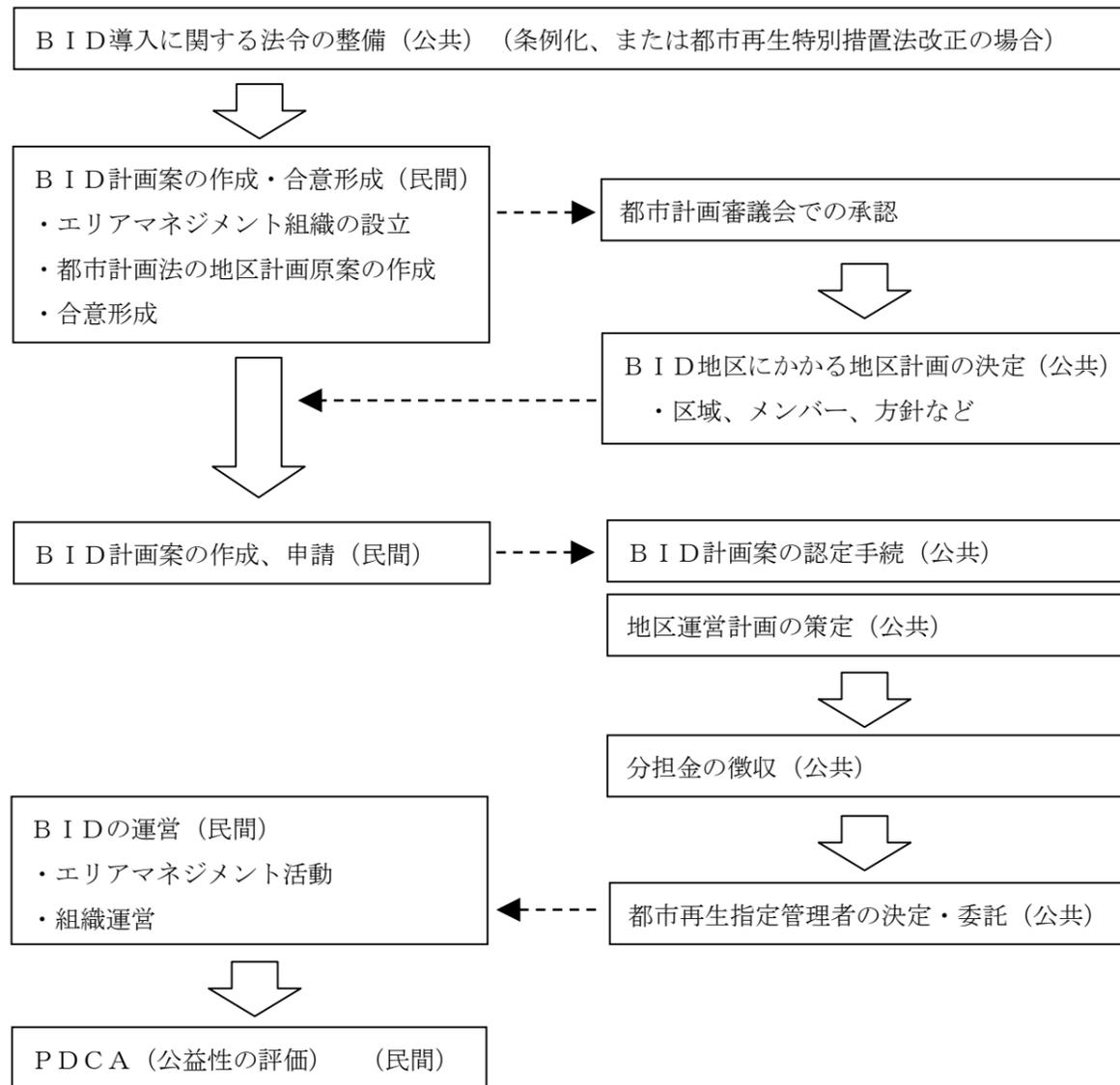


3. 大阪版B I D制度の組立てについて（試案）～わが国の法令上の制約を踏まえた当面の組立てイメージ～

制度の要素項目		海外事例（NY州法） ～目標となる仕組み例～	わが国の法令上の課題	当面の組立て案		
				①BID 条例（既存制度の活用案）	②都市再生特別措置法の活用案	③国家戦略特区制度の活用案
B I D 団体の 公共的位置付け		・民間団体だが、地区における公共施設等の整備・管理・活用等の権限が付与された「特別地方公共団体」というべき団体（NY 州法 § 980-c、980-m(a)、980-1。CA 州法では § 36614.5）	・我が国で、民間団体に公共性を付与する制度は極めて限定的 ・国の法令で、都心まちづくり団体を法的に位置づけることが可能な制度は、都市再生特措法による都市再生整備推進法人（法 73 条）がある	（着眼点）市の判断で使える既存制度を活用して、地方自治法に基づく大阪版 BID 制度を条例化。 ・国の法令に位置付けられた「都市再生整備推進法人」（指定は市長権限）制度を活用し、条例により大阪市流のアレンジを加える。	（着眼点）都市再生に係る特例的な措置を定めた都市再生特別措置法を活用し、既存関係法への影響を最小限とする形で BID 制度創設を図る	（着眼点）既存法令に優越する特区制度を活用し、パッケージ的な形での BID 制度を創設する 【BID 団体の法人格】 ・公益社団法人としての税制上の優遇措置等が得られる特別法人（特別都市再生法人）格を得る
活動財源の確保	BID 団体の 自主財源確保 （そのための 特例措置）	・BID 団体は、州法における非営利法人とみなされ（NY 法 § 980-m(a)。CA 州法では § 36614.5）、税優遇を受ける ・BID 団体には、道路等の公共財産の商業的な利用権を付与（§ 980-m(d)）	・BID 団体に適する法人形態は、社団法人（一般、公益） ・公益社団法人は、手厚い税優遇制度が適用されるが、BID 活動の公益認定は現状の認定基準ではハードルが高い ・となると一般社団法人ということになるが、一般社団法人の税優遇措置は弱い（非営利事業の非課税措置のみ）	・BID 団体は一般社団法人であることを想定するが、その税優遇措置を強化するため、国の公益認定等委員会によるチェックポイント（これは法令ではなく運用）に、 ・公共施設の管理 ・国際集客力増進活動 等 を追加するよう働きかけ、公益社団法人認定を得られ易くする	・BID 団体は一般社団法人であることを想定し、その税制上の優遇措置を強化する 特措法 74 条（推進法人の業務）に第 2 項を追加 「74 条 2 項 公共施設の管理等公共性の高い業務を行う推進法人を特定推進法人とし、特定非営利活動促進法第 44 条が定める認定非営利法人とみなす（同法 70 条、71 条の税制上の優遇の適用する意）～可能規定」	特措法の一部改正（同左）
	B I D 税の 徴収・交付	・地区運営計画で定めた活動を行うための財源として、不動産税負担者から BID 税を徴収（§ 980-a、980-j） ・BID 税は、市町村が徴収して会計上別枠とし、BID の用途に限定して交付（§ 980-1）	・公的な負担金徴収・交付制度の創設が必要。活用可能な既存制度は、以下の三つ。 ・固定資産税の不均一課税（地方税法。不均一課税（上乘せ）は同法 7 条） ・市町村法定外目的税（同法 5 条 7 項） ・分担金（地方自治法 224 条）	・市の判断で制度化・運用可能な「指定管理者制度」「分担金制度」（いずれも地方自治法）を活用し、以下の制度をパッケージとして創設する。 ①質の高い公共空間の管理に要する費用を、地方自治法 224 条の分担金制度を活用して受益者から徴収 ②その管理は地方自治法 244 条の二の指定管理者制度を適用して推進法人に委託 注）この「分担金→指定管理者」の仕組みは、平成 18 年に沖縄県北谷（ちゃたん）町が臨海部施設運営のための BID 制度を構造改革特区で提案した際、国から「現行制度の範囲内」との見解が示された方式に準じるもの （参考）「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」（本市が公の施設の設置者としての公的責任を十分に果たすことを基本として、経済性のみならず市民サービス向上の観点等もあわせて検討するものとする）	・推進法人が「契約により公共施設の管理」に当れる規定（法 74 条 5 号）を活かし、推進法人が地方自治法 244 条の二の「指定管理者」となれるようにし、かつ、質の高い公共空間の管理に要する費用を、地方自治法 224 条の「分担金」で徴収した上で、当該指定管理者に管理委託する形の、「応益原則」に基づく仕組みが採れるようにする。 特措法 74 条（推進法人の業務）に二（1～4 項）を追加 「74 条の二 特定推進法人を地区の公共施設の管理に当る都市再生指定管理者（地方自治法 244 条の二）として指定する～可能規定 2 項 都市再生指定管理者が行う質の高い公共施設等の管理の費用に充てるため、地方自治体が分担金（地方自治法 224 条）を徴収し、指定管理者に業務を委託する～可能規定 3 項 都市再生指定管理者には、公共施設管理に係る行政権の行使を伴う事務の一部を委託する～可能規定 4 項 業務、負担金の使途等を定めた地区運営計画を策定する～義務規定	【BID の活動財源】 ・固定資産税の不均一課税、又は市町村法定外目的税により、BID 税制度を創設する （必要に応じ地方税法の一部改正） ・負担金方式と異なり、公共施設管理（Improvements）だけでなく、プロモーション等（Activities）にも税収は充当できる 【公物管理等の権限の一部委譲】 ・公物管理の全ての権限移譲・規制緩和は望めないが（違法行為の取締り等）、パッケージ的にその権限の一部を委譲する（道路交通法含む） 公物管理法（道路法、道交法、都市公園法等）の一部改正
公共空間の管理・活用	公物管理	・市町村議会に権限が与えられた公共施設（主にストリートファニチャー類、グレートアップ系の整備・管理。対象は法的に限定列記）の整備・管理権を、BID 団体に委任（§ 980-c） ・BID 団体の活動は、行政が提供する一般的なサービスへの上乗せサービスに限定（§ 980-j）	・道路、公園等の公物管理は行政限定の権限であり、民間による管理は予定外 ・例外で、指定管理者制度（地方自治法 244 条の二 3 項）があるが、通達で「行政権の行使を伴う事務（占用許可、監督処分等）等は民間に委託できない」とされており、受託民間事業者が行えることは限定 ・民間による道路空間活用は、道路占用許可取得（道路法 32 条）、占用料負担（同 39 条）が必要（注 1）			
	半公共空間（公開空地等）の活用	・BID が行う活動の対象は、公共財産だけでなく地区の全ての不動産（980-c）	・公開空地等は、周辺の公共施設と一体的に街の環境を形成する公共的空間。その利用（イベントでの活用等）には、国の「総合設計許可準則に関する技術基準」により一定の制限が課せられている（注 2）	・公開空地等の活用に係る規制緩和を、BID 条例の中にパッケージ的に取り込むか、別途条例を定めるか（BID にならない地区対応）の選択肢がある	・同左	【地方行政の対応】 ・以上の国の法令上の規制緩和・特例措置を受け、地方として対応すべき措置を講じる。
補足、課題			注 1) 道路占用料徴収については、「道路占用料制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」（国道利第 3 号。平成 25 年 7 月 1 日）通達において、都市再生特措法により特例的に道路占用が認められている食事施設等の収益のある 3 施設について、占用料を 9 割減免する措置が可能となった（通達の対象は国が管理する道路（直轄国道等））。 注 2) 東京都の「しゃれた街並みづくり推進条例」のように、賑わい創出活動での利用について制限を緩和している例あり	・分担金による事業の公共性、事業の受益の範囲、受益をもたらす事業の種類等の考え方の整理が必要 ・指定管理者制度が「公の施設」の管理に限定されることから、分担金による対象事業と指定管理委託事業の乖離が生じることが想定されるが、その整理が必要 ※分担金による事業対象には、一般的な公共施設に加え、都市再生特措法の制度活用等により次のようなものを含めることが想定される（いずれも市としての判断で可能） ・都市利便増進協定、都市再生歩行者経路協定制度における公共施設等の管理（特措法関連） ・都市再生安全確保制度における退避経路・退避施設等の管理（特措法関連） ・低炭素都市づくりに係る地域としての事業 ・都市の集客力向上に係る地域としての事業 注）②案は、制度内容が①案と大差ないように見えるが、国の法令による位置づけを得ることによって、 1) 市独自に制度づくりする際のオーソライズが楽になること、2) 大阪版制度を全国に普及させることに繋がること、3) 国からの何らかの支援措置の強化も期待できることから、分けて示している。		

【B I D基本スキーム（イメージ）】

行政による民間資金の代理徴収制度のない我が国では、税はもとより分担金による事業についても、地権者からの申し出をもとにその公共性を認定して進める必要がある。ここでは分担金方式において、地権者の同意、エリア（区域）の確定、マネジメントの内容を定めるにあたって、都市計画法における地区計画制度の活用を想定した。全体の流れは以下の通り。



②案 都市再生特別措置法（H23 改正法）の改正部分の素案

（都市再生整備推進法人の指定）

第七十三条

市町村長は、特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって政令で定める要件に該当するものであって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生整備推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（推進法人の業務）

第七十四条

推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第四十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であって同項に規定する都市再生基本方針に基づいて行われるものを施行する民間事業者に対し、当該都市開発事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 特定非営利活動法人等による前号の都市開発事業の施行に対する助成を行うこと。
- 三 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。

イ 第一号の都市開発事業

ロ 公共施設又は駐車場その他の第四十六条第一項の土地の区域における居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして※国土交通省令で定める施設の整備に関する事業

※**施行規則第二十七条の四** 法第七十四条第三号ロの国土交通省令で定める施設は、駐車場とする。

- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第四十六条第一項の土地の区域における※公共施設又は第三号ロの国土交通省令で定める施設の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。

※**法第二条第二項** この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場※2 その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

※2 **施行令第一条** 法第二条第二項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設並びに港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設とする。

- 六 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行うこと。
- 七 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。
- 八 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。
- 九 前各号に掲げるもののほか、第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。

- 2 前項の業務の遂行にあたって公共施設の管理等公共性の高い業務を行う推進法人（以下、特定推進法人という）は、特定非営利活動促進法第44条が定める認定非営利法人とみなすことができる（同法70条、71条の税制上の優遇の適用する意）。認定は所轄庁が行う。

（都市再生指定管理者）

第七十四条の二

市町村は、議会の議決により、特定推進法人を当該地区の公共施設等の管理に当る指定管理者（地方自治法244条の二）（以下「都市再生指定管理者」という）として指定することができる。

- 2 市町村は、都市再生指定管理者が行う質の高い公共施設等の管理の費用に充てるため、分担金（地方自治法224条）を徴収し、指定管理者に業務を委託できる。
- 3 市町村は、条例で定める所により、都市再生指定管理者に、公共施設管理に係る行政権の行使を伴う事務の一部を委託することができる。
- 4 市町村は、都市再生指定管理者を指定する場合には、委託する業務、負担金の使途等を定めた地区運営計画を策定しなければならない

4. 大阪版B I D制度設計に係る補足説明、課題等

4-1 我が国の非営利法人の種類と税優遇措置の違い

OBID 団体の法人形態は、我が国で採り得る非営利法人形態のうち、社団法人が適切であるが、一般社団法人（非営利型）では、税優遇が弱いとの問題がある。

非営利法人の種類	細区分	法人格の取得等	税制上の優遇措置（注1）		
			①公益事業のみ非課税	②営利事業のみなし寄付金	③法人への寄付金の税優遇
特定非営利活動法人(NPO法人)	一般NPO法人	NPO法人法に基づく府県・政令指定市による認定	○	×	×
	認定NPO法人	NPO法人法に基づく府県・政令指定市による認定	○	△ (20%まで)	○
一般社団法人・一般財団法人	一般社団・財団法人(非営利型以外の法人)	一般社団・財団法人法の定める一定の要件を満たす団体で登記されたもので、非営利型以外のもの	×	×	×
	一般社団・財団法人(非営利型)	同上(登記されたもの)で、法人税法2条9号の2非営利型法人の要件を満たすもの	○	×	×
	公益社団法人・公益財団法人	一般社団・財団法人であって、公益法人認定法による認定を受けたもの	○	○ (100%可能)	○

注1) 税制上の優遇措置の種類

- ①非営利法人は、営利事業と非営利事業を会計分離し、営利事業は課税対象(みなし寄付金除く)。営利・非営利事業の判定は、それぞれの根拠法もしくは法人税法の規定による
- ②みなし寄付金とは、営利事業から公益目的事業のために支出したと認められる場合に損金算入ができるもの。認定NPOは20%まで、公益法人は100%まで(上限)
- ③法人に対して寄付を行った個人又は法人に対し、税優遇が受けられるもの

注2) 法人税基本税率の比較 (H24.4~H27.3)

区分		年800万円以下の部分	年800万円以上の部分
普通法人等	中小法人等	15%	25.5%
	中小法人以外		25.5%
社団法人・財団法人、NPO法人		15%	25.5%
公益法人等(上記以外)		15%	19%
協同組合等		15%	19%
特定医療法人		15%	19%

補足 社団法人の公益認定について

- 非営利法人（又は公益法人）のうち、税優遇が最も手厚いのは「公益社団法人、公益財団法人」
- 公益社団法人は、「公益法人認定法」により公益性が高いと認められた一般社団法人の非営利型のうち、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」（別表は右上のもの）
 - ・一般社団法人(非営利型)も法人税法2号の二で、「非営利性が徹底された法人」と「共益的活動を目的とする法人」に区分されるが、共益事業は「公益性」がないと判断されるため、「非営利性が徹底された法人」で、かつ「不特定多数の利益の増進」を行う法人しか、公益法人認定の可能性はない(公益性があると判断される事業が50%以上)
- 公益認定においては、法別表が示す事業種類との適合性もさることながら、内閣府公益認定等委員会による公益認定のチェックポイント(右下のもの)による評価のハードルが高い。

参考 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益認定基準、及び内閣府公益認定等委員会による公益目的事業のチェックポイント

第2条4項 別表 公益目的事業

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19 **地域社会の健全な発展を目的とする事業**
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

内閣府公益認定等委員会「公益認定等ガイドライン(H35.1改訂版)」掲載の公益目的事業のチェックポイント「事業区分ごとの事業名の例」

事業区分	事業名の例(事業報告書等に記載されているもの)
1 検査検定	検査・検定、検査、検定、認証
2 資格付与	技能検定、技術検定、資格認定
3 講座、セミナー、育成	講座、講習、セミナー、シンポジウム、人材育成、育成、研修会、学術集会、学術講演会
4 体験活動等	イベント、体験、体験教室、ツアー、観察会
5 相談、助言	相談、相談対応、相談会、指導、コンサルタント、助言、苦情処理
6 調査、資料収集	調査研究、調査、統計、資料収集、情報収集、データベース作成、分析
7 技術開発、研究開発	研究開発、技術開発、システム開発、ソフト開発、研究、試験研究
8 キャンペーン、〇〇月間	キャンペーン、普及啓発、週間、月間、キャラバン、政策提言
9 展示会、〇〇ショー	展示会、博覧会、ショー、〇〇展、フェア、フェスタ、フェスティバル
10 博物館等の展示	〇〇館、コレクション、常設展示場、常設展示
11 施設の貸与	施設(又は会館、ホール、会議室)管理、施設の管理運営、施設の維持経営
12 資金貸付、債務保証	融資、ローン、債務保証、信用保証、リース
13 助成(応募型)	助成、無償奨学金、支援、補助、援助、補助金、利子補給、家賃補助、無償貸与、無償貸付、無償レンタル
14 表彰、コンクール	表彰、〇〇賞、〇〇大賞、コンクール、コンクール大会、審査、コンテスト、グランプリ、展覧会
15 競技会	競技大会、試合、大会、〇〇カップ、〇〇杯、〇〇オープン
16 自主公演	公演、興行、演奏会
17 主催公演	主催公演、主催コンサート

4-2 BID 税(又は負担金)に係る選択肢

○BID 税制は、我が国には現在ないため、BID 税を創設するためには、既存法令上の制度との関係からみて次の選択肢があり、既存法令改正を伴わずに済むのは③。

①国の法令により新しく BID 税制度を創設	・イギリスで地方財政法改正により BID 税を創設したように、地方税法を改正して BID 税を創設
②国の法令改正を伴う既存税(負担金)制度の活用	・地方税法改正等で既存制度を部分的に触るか、別法で運用規定を定めるかの、二つの方法が考えられる
1) 税法等の部分改正	・地方税法で一定税率(事業所税)、制限税率(都市計画税)の税率を変更 ・または、法で定められた税(負担金)の用途を変更・追加(都市計画税、都市計画法の受益者負担金、事業所税が該当)
2) 別法による運用等	・法定外目的税制度を活用して BID 税を創設出来ることを、別法(たとえば都市再生特措法)で規定。法定外目的税は地方の裁量で創設できるが、国が基本的なルールを定めて、地方での制度普及に資するイメージ
③法令改正はせずに済む既存税(負担金)制度の活用	・国の法令改正無しに地方で BID 税・BID 負担金創設が可能なのは、次の3つの制度 ・固定資産税の不均一課税による、税率上乘せ(地方税法7条) ・市町村法定外目的税制度を活用した新税の創設 ・地方自治法の分担金の徴収(地方自治法224条)

○国の法令改正は伴わずに地方独自に BID 税に使える制度は3つあるが、BID 税として活用するとの観点からみた特長・課題は、次の通り。

	特徴	課題
a. 固定資産税の不均一課税	・企業誘致のための減免措置等の活用事例は多い(6条の減免規定によるもの) ・法定外税のように一から制度設計をしないで済むため、徴税技術的には楽な面がある	・BID 地区毎に税率や課税客体を変えるような柔軟な運用(Ex. 小規模企業や業態で税率を変える)が可能か? ・普通税であるため、超過徴収額を「BID 活動のために」など目的税的に使えるか?
b. 法定外目的税	・地区毎に税率や課税客体を変えとか、税の用途等は、ルールを定めることが可能であり、柔軟性は高い	・課税客体・標準をどうするか? 過重かどうかの判断はどうか?
c. 地方自治法/分担金	・法的には税と同様の強制力を持つもの ・法定外税と同様、徴収ルールを自由度高く設定可能(用途については法定外目的税より制約が強い)	・「特に利益を受ける者」から徴収可能であり、「特に利益」をどう解釈するか? ・公共団体の行為による「特に利益」であると解されるとすれば、BID 事業のうちどこまで分担金を充てられるか? ・あまり大きな額の徴収は難しい?

4-3 指定管理者制度について(同制度と分担金制度の関係含む)

○指定管理者制度は、地方自治法244条の二で定められたもので、道路等の公共施設の管理(の一部)を民間が行い得る制度

地方自治法第244条の二第3項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

○法的に、管理委託できるものは「公の施設」とされ、法にはその定義が書かれていないが、法238条による公有財産の区分でいうと、「公共用財産」の範疇に属するものと解されている

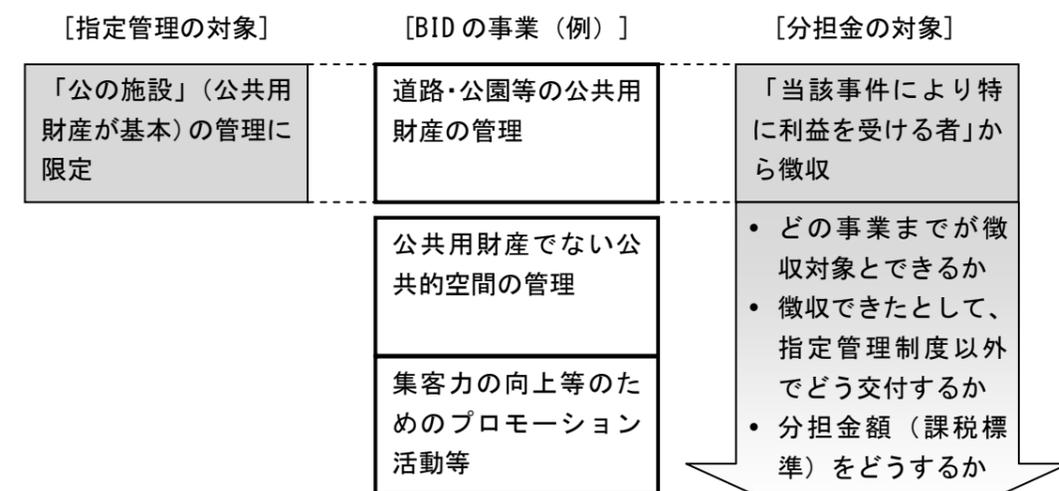
行政財産	公用又は公共用に供する財産	公用財産 公共用財産	地方公共団体が事務事業を執行するためのもの 住民の一般的な共同の用に供するもの	庁舎、試験研究施設等に供される建物及び敷地 公園、道路、河川、学校、図書館等に供される建物及び敷地
普通財産	行政財産以外は一切の財産		売払用の土地、行政財産の用途廃止したもの	

○BID 制度、指定管理者制度、分担金制度の関係については、平成18年度に沖縄県北谷(ちやたん)町が BID 制度を適用した臨海部施設の運営を、構造改革特区で提案した際に、国が「地方自治法の規定により受益者から分担金を徴収し、管理は指定管理者制度を適用する(現行制度の範囲内)で適用可能」との見解を示した例がある。

○なお、この北谷町方式を採用する場合、指定管理者制度は「公の施設」の管理しか委託できないことから、下図のような課題が想定される。

・北谷町の例では、管理対象に民間施設が含まれていたため、制度導入は見送ったようである。

参考 指定管理者制度と分担金制度の対象領域に係る課題



4-4 地方自治法／分担金制度とその活用について

【地方自治法の規定】

第3節 収入

(分担金)

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

■分担金とは（地方自治法逐条解説より編集）

分担金は、数人又は地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、その事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するものをいう（地方自治法（以下、法という）第224条）。

その場合に、「数人」とは、地域的に関係のない特定多数人をいい、「地方公共団体の一部」とは、その地方公共団体の地域的一部をいう。したがって、不特定多数または地方公共団体の全体を利する場合については、分担金を徴収することはできない。また、「利益のある事件」とは、積極的に利益を受ける場合だけでなく、消極的に利益を受ける場合も含まれ、「必要な費用」には、公有財産・公の施設の新築費、修繕費その他維持管理費等一切の費用が含まれる。さらに、「特に利益を受ける」とは、一般住民と明らかに区別できる程度の利益を受けることを指すものとされている。

引用者注) 「公有財産」全て、かつ「一切の費用」が対象となることから、「公共用財産」が対象となる指定管理者よりは、対象が広いと想定される。

分担金は、特定の事業に要する経費については受益者負担というかたちで財源の確保を認めているもので、財源の調達と住民相互間の負担の公平といった意義をもつものであり、受益の程度に応じて徴収される点で、負担能力に応じて徴収される税とは異なる。

分担金に関する事項については、条例で定めなければならない（法第228条第1項）。分担金の徴収に関しては、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる（法第228条第2項）ほか、詐欺その他不正の行為により分担金の徴収を免れた者については、条例で、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を課すことができるとされている（法第228条第3項）。

分担金を納期限まで納付せず、督促にも応じないときは、地方税の滞納処分の例による強制徴収（法231条の三）が認められている。

【BID 分担金の枠組みに係る検討課題】

■分担金の対象となる（できる、したい）事業

- ・「したい」事業は、たとえば下表のようなもの。これらの事業のうち、分担金の対象とできるものはどれか？
- ・分担金の対象とできない事業の財源をどう確保するか？

■分担金の徴収区域設定

- ・BID活動により「特に利益を受ける」範囲
 - ・海外のBIDは、管理対象となる道路に面する画地を基本に区域を設定

■分担金の徴収標準（選択肢の例示）

- ・徴収対象：不動産所有者、事業所、あるいは住民
- ・徴収標準：不動産評価額、不動産延床面積、事業所延床面積
- ・徴収区別：業種、規模等による減免・免除

■地区特性に応じた柔軟性

- ・大規模な商業・業務ビルが中心の地区、業務ビルが中心の地区、商店街や住宅地を含み小規模な事業者が多い地区など、地区特性の違いによって分担金の徴収標準等を柔軟に変えられるか？（変えられるようにしないと広く制度が適用できないのではないか？）

■公共・公益性からみた事業効果の評価指標例

- ・公共性：公共が行う公共空間管理コストの縮減、消費力・不動産価値の増加等による税収の増加
- ・公益性：広域的な都市集客力・企業集積力の向上、災害時の安全性の向上、低炭素都市の形成

参考 BIDの事業内容の例示～地域によって活動内容は違うが、最大公約数的なものを列挙

項目	区分	事業例
公共空間の質・利便性の改善とその維持	質の高い歩行者空間の維持	・歩行者空間の日常管理(美化・清掃含む)、空間の質を高める設備等の設置・更新、街頭犯罪の抑止活動等
	歩行者空間活用のコーディネート等	・賑わい創出に向けた歩行者空間活用支援(地域としてのコーディネート、活用に伴う安全確保等)
来街者対策を重視した地域防災力の向上	広域的な来街者への支援準備・維持	・来街者の一時退避場所・避難経路(誘導システム含む)の確保と平常時の維持、来街者向け非常用物資の備蓄場所確保と備蓄等
	災害時に備えた地域防災体制づくり	・地域としての避難誘導・一時退避場所管理や発災時の公共空間等の自主管理(行政の支援が望めない間の対応)の体制づくり、訓練実施等
低炭素都市づくりの推進	代替交通サービスの提供	・エリアバス、コミュニティサイクル、移動しやすい歩行者ネット形成等の自動車に頼らずに済む交通サービスの提供等
	自動車交通マネジメント	・地域としての駐車場マネジメント、経路誘導システムの導入等による自動車交通マネジメント
	地域エネルギーシステムの導入	・ビル間の融通等により地域としてのエネルギー消費を抑制し、災害時にも自律的に機能する地域EMSの構築と維持
地域集客力の強化と地域経済の活性化	公共空間等を活用した賑わいづくり	・社会貢献的な無料イベントへの場の提供、広域的な集客力に資するイベント(有料可)開催、来街者サービス施設の設置等
	広域集客のためのプロモーション	・地域の知名度を高め、広域的な集客力や企業集積力を向上させることによって、集客都市大阪づくりに貢献するPR活動等